①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)
②名称	Presidency of the Council of Ministers (PCM), The National Institute for the Defense of Competition and Protection of Intellectual Property (INDECOPI)
③所在地	104 De la Prosa Street, Lima 41, Lima, Peru
④連絡先	(電話) (51 1) 224 7800 (FAX) (E-mail) rcabello@indecopi.gob.pe (internet) https://www.gob.pe/indecopi
⑤組織の長	Executive President Mr. Alberto Villanueva Eslava
⑥沿革	(1) ペルーは、1969 年アンデス条約として知られるカルタヘナ協定に基くアンデス国家共同体(CAN)加盟国である。このカルタヘナ協定は、アンデス国家共同体の各加盟国の産業財産権を統一することを目的の 1 つとしている。この協定の現在の加盟国は、ペルー、コロンビア、エクアドル及びボリビアである。 (2) カルタヘナ協定の最高決定機関は、産業財産権法に関する共通規則を定める決定を行なっている。最初の決定は決議第 85 号であり、2000 年 12 月 1 日から適用されている決議第 486 号（以下「決議 486」という。）に差替えられている。 (3) 決議 486 は、産業財産権法に関する共通規則を定め、発明特許、実用新案、意匠、商標、集積回路の回路配置デザイン、営業上の秘密、広告スローガン、商号、ラベル又は営業標識及び原産地名称を対象としている。したがって、ペルーの産業財産法は、決議 486 を補足する法律として規定されている。 (4) ペルーにおいては、法律第 823 号(1996 年 5 月 24 日施行)が制定された。 (5) ペルーは、1995 年から TRIPS 協定の加盟国である。 (6) 2018 年 9 月 7 日に法律第 1397 号で産業財産法が改正された。
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、著作権、競争防止、技術移転及び植物品種の保護、原産地名称

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フイルム登録	ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示)
1980/9/4	1988/8/20	1985/8/7	1994/7/27	
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1995/4/11		1985/8/24	1985/8/7
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びﾚｺｰﾄﾞ)
2018/12/27	2009/11/6		2002/3/6	2002/7/18
ブダペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
2009/1/20				2005/5/16
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		2009/6/6	2022/10/18	2022/10/18
ストラスブール	ウィーン	WTO		
2023/07/18		1995/1/1		

①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	1,267	1,235	1,449	1,340
		(内　外国出願)	1,142	1,141	1,273	1,151
		(内日本から)	49	40	66	47
		(内　PCT ルート)	1,092	1,101	1,234	1,107
	実用新案	全数	416	244	447	634
		(内　外国出願)	14	33	20	18
	意匠	全数	276	389	391	395
		(内　外国出願)	183	292	283	280
		(内日本から)	42	25	25	48
	商標	全数	31,166	35,210	33,597	35,510
		(内　外国出願)	7,588	8,483	7,966	8,130
		(内日本から)	200	220	158	145
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	501	571	588	690
		(内　外国出願)	468	550	556	618
		(内日本から)	26	22	28	41
		(内　PCT ルート)	437	522	521	581
	実用新案	全数	135	265	214	290
		(内　外国出願)	10	16	10	27
	意匠	全数	228	347	366	392
		(内　外国出願)	153	260	275	295
		(内日本から)	22	45	24	42
	商標	全数	23,205	30,277	29,489	27,890
		(内　外国出願)	6,399	7,836	7,901	6,973
		(内日本から)	177	230	173	109
	(出典)： WIPO IP Statisics					

⑫　　組　　織

〈組織図〉

競争防止及び知的財産権庁(INDECOPI)は、産業、観光、国際貿易省(Ministry of Indu
Tourism, Integration andInternational Trade Negotiations) の下部組織である。
President of the INDECOPI ： Mr. Herbert Tassano
Trademarks Office
Head of the Office: Mr. Miguel Angel Sánchez
Sub-head of the Office: Mr. Hugo Gonzales
Ms. Patricia Gamboa
解析者： 9名補助者： 9名
Patent Office
Head of the Office: Mr. Nestor Escobedostry,

①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2018 年 9 月 7 日公開 法律第 1397 号(以下「産業財産法」という。本法はアンデス共同体決議第 486 号(以下「決議」)の補足規定)
	③地理的効力の範囲	ペルー国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国、特許協力条約 (PCT) 加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)(決議第 22 条、産業財産法第 2 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ペルー内における手続宛先及び機関から電子メールボックスを割り当てられなければならない。(産業財産法第 24A 条)。
	⑦出願言語	公用語(スペイン語) (決議第 486 号第 7 条、産業財産法第 13 条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年 (決議第 50 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (決議第 16 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	発明者又は権原承継人による開示、これらの人から直接又は間接に情報を得た者による開示又は管轄国内官庁による規定に反する開示は出願日 (優先日) 以前であっても公開内容は考慮されない。(決議第 17 条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 文芸及び美術作品等 (3) 自然界に存在する生物学的物体等 (4) 知的活動における計画、規則及び方法 (5) コンピュータ・プログラム、ソフトウェア等 (6) 情報の表示方法 (決議第 15 条、同第 20 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。対応外国出願がある場合、その対応外国出願の出願日、出願番号を記載して出願しなければならない(決議第 27 条 h)。また、特許性の審査に必要な場合には国内当局から要求があった場合には、出願人は対応外国出願に関する書類を提出しなければならない(提出しなかった場合、当該出願は拒絶になる。決議第 46 条)。
	⑬審査請求制度の有無	有。　出願の公開日から 6 月以内。 (決議第 44 条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	優先審査制度：無。 早期審査制度：有。出願人は、方式審査後には(出願日又は優先権主張日から 18 月経過後の公開を待つまでもなく)、何時でも審査を請求することができ、結果的に審査を早期に進めることができる。 (決議第 40 条、第 44 条)
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日から 18 月経過後。(決議第 40 条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、公開日から 60 日以内に異議申立を行なうことができる。 (決議第 42 条)
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、無効を INDECOPI の発明新技術局に申し立てることができる。ただし、相対的無効理由は登録から 5 年以内に審決されなければならない。 (決議第 75 条及び第 76 条、産業財産法第 8A 条)
	⑱実施義務の有無	有。特許付与から 3 年、又は出願から 4 年の何れか遅い方までの不実施の場合又は公共の利益等で法令により宣言された場合、強制実施権設定の対象となる。(決議第 61 条、産業財産法第 40 条)

①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)	
	⑲費用 単位 PEN (ペルー・ソル)	[出願から登録までに掛かる費用]　2025 年 1 月 1 日改定 出願料 クレームが 10 までの出願料　630.00　PEN 10 超の各クレームにつき　24.23　PEN 優先権主張料　134.49　PEN 審査料　549.07　PEN [特許権維持に掛かる費用]　2025 年 1 月 1 日改定 年金 登録までの維持費用(毎年)　172.00　PEN 登録から 10 年まで(毎年)　274.93　PEN 11 年から 20 年まで(毎年)　435.65　PEN
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2018 年 9 月 7 日公開 法律第 1397 号(以下「産業財産法」という。本法はアンデス共同体決議第 486 号(以下「決議」)の補足規定)
	③地理的効力の範囲	ペルー国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国、特許協力条約（PCT）加盟国
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)(決議第 22 条、産業財産法第 2 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ペルー内における手続宛先及び機関から電子メールボックスを割り当てられなければならない。(産業財産法第 24A 条)。
	⑦出願言語	公用語(スペイン語) (決議第 486 号第 7 条、産業財産法第 13 条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年 (決議第 84 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物（決議第 16 条）
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	発明者又は権原承継人による開示、これらの人から直接又は間接に情報を得た者による開示又は管轄国内官庁による規定に反する開示は出願日（優先日）以前であっても公開内容は考慮されない。(決議第 17 条)
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 文芸及び美術作品等 (3) 自然界に存在する生物学的物体等 (4) 知的活動における計画、規則及び方法 (5) コンピュータ・プログラム、ソフトウェア等 (6) 情報の表示方法 (決議第 15 条、同第 20 条)
	⑫実体審査の有無	無。ただし、実用新案権者が侵害の申立をする場合には申立通知日から 10 日以内に実体審査を請求しなければならず、さもなければ申立は棄却される。(産業財産法第 109 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無・
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日から 12 月経過後。(決議第 85 条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、公開日から 30 日以内に異議申立を行なうことができる。(決議第 42 条及び第 85 条)。
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、無効を INDECOPI の発明新技術局に申し立てることができる。ただし、相対的無効理由は登録から 5 年以内に審決されなければならない。(決議第 75 条及び第 76 条、産業財産法第 8B 条)
	⑱実施義務	有。特許付与から 3 年、又は出願から 4 年の何れか遅い方までの不実施の場合又は公共の利益等で法令により宣言された場合、強制実施権設定の対象となる。(決議第 61 条、産業財産法第 40 条)
	⑲費用 単位 PEN (ペルー・ソル)	[出願から登録までに掛かる費用]　2025 年 1 月 1 日改定 出願料　324.00　PEN 10 超の各クレームにつき　39.05　PEN 優先権主張料　111.83　PEN
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2018 年 9 月 7 日公開 法律第 1397 号(以下「産業財産法」という。本法はアンデス共同体決議第 486 号(以下「決議」)の補足規定)
	③地理的効力の範囲	ペルー国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)(決議第 22 条、産業財産法第 2 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ペルー内における手続宛先及び機関から電子メールボックスを割り当てられなければならない。(産業財産法第 24A 条)。
	⑦出願言語	公用語(スペイン語) (決議第 486 号第 7 条、産業財産法第 13 条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年間 (決議第 128 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (決議第 16 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無。
	⑪不登録対象	(1) もっぱら技術的又は機能的な面のみを要素としている意匠 (2) いかなる種類のものかを問わず衣類の物品の意匠 (決議第 116 条)
	⑫実体審査の有無	無。意匠か否かを審査する。(決議第 124 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度及び早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。(決議第 116 条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。(決議第 116 条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (決議号第 127 条)
	⑲出願公開制度の有無	有。(決議第 121 条)
	⑳秘密意匠制度の有無有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。何人も、公開日から 30 日以内に異議申立を行なうことができる。(決議第 122 条)。
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も、無効を INDECOPI の発明新技術局に申し立てることができる。ただし、相対的無効理由は登録から 5 年以内に審決されなければならない。(決議第 76 条、第 116 条及び第 133 条、産業財産法第 8B 条)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位 PEN (ペルー・ソル)	[出願から登録までに掛かる費用] 2025 年 1 月 1 日改定 出願料 360.00 PEN 優先権主張料 131.40 PEN 審査請求料 255.53 PEN
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2018 年 9 月 7 日公開 法律第 1397 号(以下「産業財産法」という。本法はアンデス共同体決議第 486 号(以下「決議」)の補足規定)
	③地理的効力の範囲	ペルー国内のみ
	④他国制度との関連	アンデス共同体加盟国
	⑤商標法の保護	商品、役務、証明商標、団体商標、広告スローガン、商号、原産地名称表示、地理的表示、伝統的特産品(産業財産法第 3 条)
	⑥商標の種類	文字、数字、図形、記号、立体、色彩、モノグラム、ラベル、音、匂い及びこれらの組合せ（決議第 134 条）
	⑦出願人資格	商標を使用する者又は使用の意思を有する者及び承継人(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義。(決議第 136 条(a))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ペルー内における手続宛先及び機関から電子メールボックスを割り当てられなければならない。(産業財産法第 24A 条)。
	⑪出願言語	公用語(スペイン語) (決議第 486 号第 7 条、産業財産法第 13 条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から 10 年。10 年毎に更新できる。(決議第 152 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。展示の場合、期間は展示日から 6 月。(決議第 141 条)
	⑭不登録対象	(1)十分に識別性がない又は視覚的に表示できない標識 (2)商品若しくはその包装の通常の形状，又は対象となる商品若しくはサービスの特別な機能に由来する形状又は特徴からなる標識 (3)使用されている商品若しくはサービスに機能的又は技術的利点を与える形状からなる標識 (4)使用されている商品若しくはサービスの種類，質，量，目的，価額，原産地，生産時期又は他の詳細，特徴若しくは情報を指定若しくは説明するために供される標識又は表示のみからなる標識 (5)日常言語又はその国の使用状況において，関連する商品若しくはサービスを一般的又は通常に示すものとなった標識又は表示のみからなる標識 (6)特定の形状を表現する区分がない，個別の色彩からなる標識 (7)法律，道徳，公の秩序若しくは善良な習慣に反する標識 (8)標章又は標章の構成要素として，襟章，旗章，紋章若しくは公式標識，及び国家が採用する管理又は保証を示す標識として，管轄当局の承諾を得ずに複製又は模倣した標識，並びに，紋章学的観点から見てその模倣である標識，更に，国際機関の襟章，旗章，他の紋章，名称並びに略称 (9)技術的な規格に適合することを表示する標識。 (10)アンデス共同体加盟国又は外国で保護されている植物品種の名称を，複製若しくは模倣した又はそれらを含む標識であって，標識が当該品種に関する商品若しくはサービスに使用される意向である場合，又はその使用によって当該品種と混同又はそれを連想するおそれがある場合 (11)保護されているワイン若しくは蒸留酒の原産地表示を含む標識 (12)適用される商品若しくはサービスに関して混同が生じるおそれがある、国内又は外国の地理的表示で構成される標識 (決議第 135 条、同第 136 条)

①国名	Republic of Peru (PE) (ペルー共和国)	
商標制度	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。(決議第 224 条～第 236 条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。ニース分類に基づく一出願多区分制を採用している。 (産業財産法第 58 条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (決議第 150 条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。(出願公開制度はないが、出願は方式審査を満たしていると公開される。(決議第 145 条))
	㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は、公開日から 30 日以内に異議申立を行なうことができる。(決議第 146 条)
	㉓無効審判制度の有無	有。何人も登録から 5 年以内に、無効を INDECOPI の標識識別局に申し立てることができる。ただし、理由が絶対的拒絶理由及び悪意による登録のときは期間の制限はない。また、異議申立人による異議理由と同じ理由では無効は請求できない。(決議第 172 条、産業財産法第 73 条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。利害関係者は、正当の理由なく継続して 3 年以上の不使用について、取消を請求することができる。 (決議第 165 条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) (決議第 151 条)
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡とは関係なく譲渡することができる。 (決議第 161 条)
	㉘費用 単位 PEN (ペルー・ソル)	[出願から登録までに掛かる費用]　2025 年 1 月 1 日改定 出願料　534.99 PEN 登録料　401.24 PEN [商標権の維持に掛かる費用] 更新登録料　240.00 PEN
	㉙料金減免措置の有無	無。